

第 330 回西宮市建築審査会議事録（要旨）

1. 日 時 令和 3 年 7 月 5 日（月）午後 1 時 45 分～ 4 時 30 分

2. 場 所 西宮市役所（第二庁舎 4 階 B402・B403 会議室）等（Web 会議形式）

3. 出席者

建築審査会委員／黒坂委員、松本委員、藤谷委員、池内委員、三輪委員、下永田委員、山根委員
西宮市／建築指導課（課長、建築指導チーム係長、副主査、技師）

※ 議題（3）その他 については退席

事務局／建築・開発指導部長、建築調整課（課長、審査会チーム係長、副主査 2 名）

4. 議 題

（1）同意案件

・議案第 1 号

建築基準法第 48 条第 7 項ただし書の規定による許可

「準住居地域内の敷地に自動車修理工場を増築する件」

申請位置：下大市東町

敷地単位の用途：自動車修理工場、物品販売業を営む店舗

工事種別：増築

敷地面積：2,197.53 m²

建築面積： 985.94 m²（申請部分：687.76 m²）

延べ面積：1,455.89 m²（申請部分：867.64 m²）

申請建築物の用途：自動車修理工場、物品販売業を営む店舗

構造：鉄骨造、階数：地上 2 階建、高さ：9.805m 他 1 棟

・議案第 2 号

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可

「第一種低層住居専用地域内の日影規制値を超える建築物の敷地に保育所を増築する件」

申請位置：深谷町

敷地単位の用途：保育所、共同住宅

工事種別：増築

敷地面積：1,710.21 m²

建築面積： 609.29 m²（申請部分：405.26 m²）

延べ面積：1,267.28 m²（申請部分：701.05 m²）

申請建築物の用途：保育所

構造：鉄骨造一部木造、階数：地上 2 階建、高さ：9.97m

（2）報告案件

・建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の報告【25 件】

（敷地等と道路との関係における接道義務に係る許可）

鳴尾浜 2 丁目、神楽町、大井手町、上ヶ原四番町、浜甲子園 1 丁目、剣谷町、生瀬東町、甲子園網引町、甲陽園本庄町、殿山町(3 件)、丸橋町、段上町 4 丁目、小曾根町 3 丁目(3 件)、苦楽園二番町、神祇官町、久保町、今津上野町、学文殿町、高畑町、石芻町、松ヶ丘町

(3) その他

- ・西宮市建築審査会運営要綱の改正

----- (議事録) -----

本年 4 月 1 日付けの人事異動による新任の職員の紹介を行なった。

1. 確認事項等

- (1) 議題の確認、個人情報取扱いの確認
- (2) 会議録(議事録)署名委員の指名
- (3) 議案審議公開・非公開の確認
公開：議題(1)、(2)、(3)
- (4) 傍聴者の確認
傍聴者なし

2. 審議内容

(1) 同意案件

・議案第 1 号

建築基準法第 48 条第 7 項ただし書の規定による許可
「準住居地域内の敷地に自動車修理工場を増築する件」

西宮市：

上記同意案件について説明

質疑内容(概略)

- ・不適格条項である建築基準法第 48 条第 7 項・法別表第 2 (と) 項に掲げる用途の建築物についての確認
- ・許可条項である建築基準法第 48 条第 7 項ただし書(準住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないもの)についての確認

審議結果：

同意される。

・議案第2号

建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可

「第一種低層住居専用地域内の日影規制値を超える建築物の敷地に保育所を増築する件」

西宮市：

上記同意案件について説明

質疑内容（概略）

- ・不適格条項である建築基準法第56条の2第1項（日影規制値をこえる建築物）についての確認
- ・許可条項である建築基準法第56条の2第1項ただし書（土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないもの）についての確認

審議結果：

同意される。

(2) 報告案件

- ・建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の報告について（25件）

西宮市：

上記報告案件について説明

報告結果：

了承される。

(3) その他

- ・西宮市建築審査会運営要綱の改正

※改正案について一部修正の上、改正することで了承された。

令和3年7月31日付の建築審査会委員任期満了に伴い、建築・開発指導部長及び今任期にて退任される委員からの挨拶があった。